

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立青少年宿泊研修所について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例（昭和 46 年滋賀県条例第 58 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧			新		
本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係）			本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係）		
	区分	金額		区分	金額
研修室	大研修室	円 1時間につき 1,060	研修室	大研修室	円 1時間につき 1,130
	中研修室	同 600		中研修室	同 640
	小研修室	同 460		小研修室	同 490
	特別会議室	同 1,260		特別会議室	同 1,350
	会議室	同 460		会議室	同 490
	小会議室	同 260		小会議室	同 280
	音楽室	同 520		音楽室	同 560
	視聴覚室	同 520		視聴覚室	同 560
	和室（大）	同 660		和室（大）	同 710
	和室（中）	同 600		和室（中）	同 640
	和室（小）	同 520		和室（小）	同 560
	多目的ホール	同 460		多目的ホール	同 490
	クラフト室	同 930		クラフト室	同 990
	大ホール	同 1,460		大ホール	同 1,560
宿泊室	小学校、中学校、義務教育学校もしくは 中等教育学校（前期課程に限る。）の児 童もしくは生徒またはこれらに準ずる 者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき 620	宿泊室	小学校、中学校、義務教育学校もしくは 中等教育学校（前期課程に限る。）の児 童もしくは生徒またはこれらに準ずる 者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき 660
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課 程に限る。）の生徒もしくはこれらに準 ずる者または25歳未満の青少年（児童等 を除く。）	同 800		高等学校もしくは中等教育学校（後期課 程に限る。）の生徒もしくはこれらに準 ずる者または25歳未満の青少年（児童等 を除く。）	同 860
	その他の者	同 1,050		その他の者	同 1,120

注1から注7まで 省略

注1から注7まで 省略